

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和3年 6月 4日

糸 満 市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体	備考
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無			
○				糸満市 北波平地区、阿波根地区、座波地区、与座地区、与座上座原地区、大里北地区、大里地区、大里南地区、照屋地区、新垣地区、真栄平地区、真栄平西地区、真栄平南地区、真壁南地区(農研センター)、米須地区、伊原地区、山城地区、北名城地区、名城地区、喜屋武地区、喜屋武第2地区、喜屋武第3地区	無	平成31年度 ～ 令和5年度	糸満市地域農地・水・環境保全管理協定運営委員会	農地維持支払資源向上支払(共同)
○				糸満市 北波平地区、阿波根地区、座波地区、与座地区、与座上座原地区、大里北地区、大里地区、大里南地区、照屋地区、新垣地区、真栄平地区、真栄平西地区、真栄平南地区、真壁南地区(農研センター)、米須地区、伊原地区、山城地区、北名城地区、名城地区、喜屋武地区、喜屋武第2地区、喜屋武第3地区	無	令和3年度 ～ 令和5年度	糸満市地域農地・水・環境保全管理協定運営委員会	資源向上支払(長寿命化)